



旧優生保護法による優生手術等を受けた方とご家族へ

明石市旧優生保護法被害者等 支援金について

明石市では、令和3年12月に成立した「明石市旧優生保護法被害者等の尊厳回復及び支援に関する条例」に基づき、旧優生保護法被害者等へ支援金を支給しています。

支援金の対象となる方

明石市民のうち、次に該当する方が対象となります。

- (1) 令和3年7月1日から令和3年12月24日までの間に明石市に住民票があった方
- (2) 以下の①～④のいずれかに該当する方
 - ① 主として優生上の理由により旧優生保護法の規定に基づく優生手術を受けた方
 - ② 主として優生上の理由により旧優生保護法の規定に基づく人工妊娠中絶を受けた方
 - ③ ①又は②に掲げる方の配偶者（当該優生手術等を受けた当時に婚姻関係にあった方に限ります）
 - ④ ①～③に準ずる方として、旧優生保護法被害認定審査会が支援金の支給を必要と認める方



支援金の額

1人あたり300万円



支援金申請受付・相談窓口



ご本人やご家族が「もしかしたら被害者かもしれない」と思われる方は、ご相談ください。

〔日 時〕 月～金曜日 9時00分～17時00分

〔場 所〕 市民相談室（明石中崎1丁目5-1 本庁舎2階）

〔連絡先〕 電話 / 078-918-5002 FAX / 078-918-5102





旧優生保護法の被害者に対する



国の
補償金等



と

市の
支援金



は

対象であればそれぞれ受け取ることができます。

国の補償金等

優生手術 (不妊手術)		人工妊娠中絶※2	
本人	配偶者 ※1	本人	配偶者
1500万円 (補償金) + 320万円 (一時金)	500万円 (補償金)	200万円 (一時金)	—

※1 配偶者が死亡されている場合はその遺族（補償を受ける順位は子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、ひ孫又は甥姪の順）に支給します。

※2 優生手術等一時金を受給した場合には支給しません。



[受付・相談]

兵庫県旧優生保護法専用相談窓口

電話:078-362-3439 (専用)

FAX:078-362-3913

✉:kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp

市の支援金 ※1・2

優生手術 (不妊手術)		人工妊娠中絶	
本人	配偶者	本人	配偶者
300万円	300万円	300万円	300万円

※1 令和3年7月1日～令和3年12月24日の間に明石市に住民票があった方が対象です。

※2 支援金の支給は、1人につき1回限りです。



[受付・相談]

明石市政策局市民相談室

電話:078-918-5002

FAX:078-918-5102

